

弁護士に  
頼



弁護士 宮澤俊夫  
100

# 労働トラブルの 防止対策



うち一点に絞つてお話しします。

くい。あなたにきつく当たられそ

社員の上司である部長が、当該社員と同じ部署のB（男）に好意を抱いているのが見え見えである、交際しているのか、どちらか一と尋ねた。

である交際しているのかと  
交際に関する不必要な質問をし  
た。これは、前記厚労省指針パ  
ワーハラ行為類型中「個の侵害」  
(私的なことに過度に立ち入る  
乱すような行動は慎んでほしいと  
当該社員がBとの交際を否定し  
たため「付き合っていないのであ  
れば疑いをもたれ、職場の環境を  
乱すような行動は慎んでほしいと

こと)に該当し、パワーハラであるという主張でした。

私は、パワハラとは何かについて、前記判例の見解に従い、当該社員がパワーハラ行為であると主張する。もともと、部長の当日の当該社員との話の主たる目的は、当該社員が新人女性社員にきつく当

社員が新入社員として働くこと、業務中の私語が多くなることについて、それを注意指導す

、どのような話をしたのか、そ  
るためであり、Bとの関係についての話も、その対話の一環で出て  
きたものであつて、当該社員の口

右「交際に関する不必要的質問」を主張しました。

「」については、次のように主張しました。

労働審判では、会社側の主張を全面的に認め、申立人社員のパワーハラスメントに対する懲戒処分が認められました。

ハラを理由とする本件申立てに係る請求を棄却しました。

宮澤俊夫法律事務所所長  
県雇用労働相談センター代表弁護士  
・愛知労働局労災法務専門員

パワハラ労働審判で勝つ！

念一  
世間の誤った「ハラハラ」概

換えた言葉として「パワハラ」を受けたと受け止め、上司等に感謝料請求ができると考えているように思われます。

しかし、裁判所はその程度で損害賠償請求を認めているわけではありません。「パワハラを行ったとされる者とされた者の人間関係、当該行為の動機・目的・時間・場所・態様等を総合考慮の上、企業

## 二、厚労省パワハラ指針

厚労省は、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置等についての指針」により、パワハラの行為類型を示しました。

### 三、事案の概要

私が顧問をしている日本郵便㈱が、女性社員から上司のパワハラによりうつ病になつたから損害賠償せよという労働審判を申立てられた事例をご紹介します。

日審判

労働審判では、会社側の主張を全面的に認め、申立人社員のパコラを理由とする本件申立てに係る請求を棄却しました。